

平成 26 年 2 月 28 日

お客様各位

一般財団法人 札幌市環境事業公社
理事長 小林 宏史

消費税法改正に伴う対応について

拝啓、日頃から当公社の事業に特段のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 26 年 4 月 1 日から消費税率が 8%に引き上げられることになりましたが、これに伴う当公社の対応は下記のとおりとさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

記

1. 平成 26 年 4 月 1 日より、伝票収集、現金収集のお客様につきましては、収集運搬料金 + 消費税 8%となります。
2. 平成 26 年 4 月 1 日より、プリペイド袋排出事業所様につきましては、プリペイド袋本体価格 + 消費税 8%となります。なお、当公社からの消費税率 5%での配達は、お客様から 3 月 27 日（木）までにお申込みがあり、かつ、31 日（月）までの配達指定日のものに限りさせていただきます。
3. 請求書の毎月の締日が末日のお客様につきましては、3 月 1 日～31 日収集分は消費税 5%でご請求させていただきます。
4. 請求書の毎月の締日が 20 日締めのお客様につきましては、3 月 21 日～31 日収集分は消費税 5%、4 月 1 日～20 日収集分は消費税 8%でご請求させていただきます。

以上